

No.16 2002年8月発行

淀川水系 流域委員会 琵琶湖部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

CONTENTS

第16回琵琶湖部会の内容……………P.1

これまで開催された委員会および部会等について……………P.10

当日資料の閲覧・入手方法……………P.11

平成14年7月4日(木) 第16回琵琶湖部会が開かれました。



【ピアザ淡海にて】

第16回琵琶湖部会 委員リスト

2002.7.4現在
(五十音順、敬称略)

	氏名	対象分野	所属等	備考(兼任)
1	井上 良夫	地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター校長	-
2	江頭 進治 (部会長代理)	河道変動	立命館大学理工学部 教授	委員会
3	嘉田 由紀子	地域・まちづくり(環境社会学、文化人類学、住民参加論)	京都精華大学 教授 滋賀県立琵琶湖博物館 研究顧問	委員会
4	川那部 浩哉 (部会長)	生態系	京都大学 名誉教授 滋賀県立琵琶湖博物館 館長	委員会
5	川端 善一郎	生態系	京都大学生態学研究センター 教授	-
6	倉田 亨	農林漁業	近畿大学 名誉教授	委員会
7	小林 圭介	植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授、 永源寺町教育委員会 教育長	-
8	宗宮 功	水質(水質工学)	京都大学 名誉教授、 龍谷大学 教授	委員会
9	寺川 庄蔵	地域の特性に詳しい委員(自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	委員会
10	中村 正久	水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	委員会
11	西野 麻知子	動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	-
12	仁連 孝昭	経済	滋賀県立大学環境科学部 教授	-
13	藤井 絢子	地域の特性に詳しい委員	滋賀県環境生活協同組合 理事長	-
14	松岡 正富	地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	-
15	水山 高久	治山・砂防	京都大学大学院農学研究科 教授	委員会
16	三田村 緒佐武	環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	委員会
17	村上 悟	地域の特性に詳しい委員(鳥類生態、ラムサル条約)	琵琶湖ラムサル研究会 代表	-

注:対象分野欄の()は委員の専門を示しています。

第16回琵琶湖部会の内容

10名の委員が出席して、審議が行われました。琵琶湖部会の中間とりまとめ内容に関して委員と河川管理者の意見交換が行われました。また、ワーキンググループの設立など今後の活動内容についても議論が行われました。

第16回琵琶湖部会(2002.7.4開催)結果報告	2002.7.8 庶務発信
<p>開催日時: 2002年7月4日(木) 13:30~17:00 場 所: ピアザ淡海 3F 大会議室 参加者数: 委員10名、河川管理者13名、一般傍聴者93名</p>	
<p>1 決定事項 <ワーキンググループ(WG)の設立について> ・琵琶湖部会では、住民意見の反映方法について考えるWGを設立する。メンバー構成については、希望者を募った上で、部会長が原案をつくり、各委員に照会する。 ・重要課題といえるダム問題に関するWGについては、治水等の専門家の数が十分でないことから、本委員会の方に設立を提案する。 ・委員から設立すべきとの意見が出ていた「沿岸整備のあり方」、「水質」に関するWGの設立については、今回欠席した委員の意見も聞いたうえで、後日検討することとする。</p> <p>2 審議の概要 琵琶湖部会中間とりまとめ(020514)に関する河川管理者との意見交換 資料1-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する再質問事項020628」、資料1-2「河川管理者からの質問に対する各委員からの回答案」を用いて、論点別に前回審議できなかった部分について意見交換が行われた。また、水資源開発公団丹生ダム建設所より、資料1-1補足2「琵琶湖の水質に対するダムの影響について」説明が行われた。 傍聴者からの意見 一般傍聴者3名より、「湖岸道路が人を遠ざけているとの記述は納得できない」、「琵琶湖の水質が環境基準を達成するのは不可能ではないか」、「丹生ダム建設の是非をいまさら議論するのは筋違いであり、委員の方は、発言に責任を取れるのか」等といった発言があった。 部会より「この流域委員会は、河川法で定められたものであり、河川整備計画の掲載の有無について意見を述べるのが河川管理者より要請されている」などの意見が出された。 今後の活動内容について WG設立等に関して、上記「1.決定事項」のとおり決定された。 その他 滋賀県より、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対する意見・情報募集についてのお知らせが行われ、寺川委員より、その要綱案に対して滋賀県内のNPOより意見書を提出している旨の発言があった。</p>	

このお知らせは委員の皆様主に決定事項などの会議の結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させて頂くものです。発言の詳細については「議事録」を参照下さい。

琵琶湖部会中間とりまとめに関する委員と河川管理者の意見交換より

第16回琵琶湖部会では、資料1-1「琵琶湖部会中間とりまとめに対する再質問事項020628」(委員からの回答案に対して河川管理者から出された再質問)をもとに、委員と河川管理者による意見交換が行われました。当日議論された主な内容を掲載いたします。

琵琶湖部会中間とりまとめに対する再質問事項020628 に関する委員と河川管理者との意見交換の概要

原文と質問

- ・(28)「水は有限な、使い捨てて去ることのできない流域の貴重な共有財産である」との認識へ転換する。
- ・「使いたいだけ使える量を供給する」「渇水は絶対に避ける」ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、(31)利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へ転換する。

質問 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

- ・「水需要管理」をする(水需要マネジメント)とは、どのようなイメージなのか教えてください。
- ・「水資源を有限」とした場合は、「有限の限界点」をどのように考えたらよいのでしょうか？イメージされている情報があれば教えてください。
- ・現時点の状況は、限界点からしてどの位の状況とお考えですか？情報があれば教えてください。
- ・「淀川流域で供給出来る容量(有限の限界値)」を算出する際の手法について、アドバイスいただければ幸いです。

河川管理者 この流域委員会では、従来の積み上げ方式による水資源開発から、水需要管理(水需要マネジメント)への転換を提言されています。水需要管理とは、河川管理者および社会、住民で共通認識を持ち、水需要を供給限界の中におさまるよう管理していくということだと理解しています。そのため

には、住民が我慢する、人口や産業を抑制・誘導するといったことが必要になってくるのではないかと考えています。

そこで、現在の状況が既に限界に近いのか、或いはどの程度の我慢をするのかといったことを質問させて頂きました。ただ、今後委員会の方でワーキンググループを設置して集中的に議論されるということですから、いまこの場で回答を頂きたいということではありませんが、何かコメント等があればお願いできますか。

委員 人口が増え、都市も拡大し、産業も成長してきたという背景の中で、増加してゆく水の需要に応える形で水資源が行われてきました。この段階では需要を追いかける必要があったし、水資源開発も一



定の役割を果たしていたと思います。しかし、将来的には人口が減少していくと予測されていますし、新たな水資源の開発費用も将来の世代が背負うことになるわけです。ですから、かなり長期的な動向を考えたうえで、需要と供給のバランスを考えなければなりません。

委員 先ほど河川管理者から「住民が我慢する」と発言されましたが、最初のオプションとして「工夫する」努力こそが必要だと思います。それから、渇水時の地下水の利用について河川管理者は何か考えられていますか。

河川管理者 地下水には水質や地盤沈下の問題がありますので、日常的に地下水に頼ることはできないかもしれません。しかし、渇水時には大きな効果が期待できることもまた事実でしょう。ただ、危機管理上、地下水をどのように扱うか、河川管理者として万全な対策を立てているわけではないので、今後、考えていかなければならないと認識しています。

委員 私も「我慢」ではないと思います。循環利用

等、工夫して有効に使うということだと思います。「人口や産業を抑制する」もちょっと言い過ぎではないかと思いました。

部会長代理 水需要ワーキンググループにお願いしたいのですが、人口の減少が今後の水需要の減少につながるファクターであることは事実だと思います。あと、例えば国家戦略として国がどういう方向で産業を育成しようとしているのかも視野に入れた水需要の議論をお願いしたいと思います。

部会長「水需要管理」の中には水の量だけではなく、水の質の管理も含まれていると考えるべきです。そういった立場に立ったときに、水需要管理はどのようにあるべきかを考えなくてはならないでしょう。また、生態系の浄化作用を使わない限り、水質をよくすることができなくなるのは事実ですから、むしろ自然保護の観点からではなく水質浄化の観点から生態系の浄化作用を考える必要もあるでしょう。それから、新しい水の文化が創り上げられるような水需要管理でなければならないと思っています。

原文と質問

(17) 山地部の拡大造林、大規模開発による丘陵地の樹林の消失、田園地帯の都市化などによって水源涵養機能は劣化しつつあり、水の供給能力の不安定化が懸念されている。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

ここで指摘されている開発行為と、「水源涵養機能の劣化」は、どの様に関係しているのでしょうか？ どのような事実、データに基づく見解なのでしょう？ 部会でもっておられる情報を提供してください。

委員 ある委員よりデータが提供されています(当日配付資料「森林の変化が流出に与える影響」)。基本的には、森林を伐採して家を建てようが裸地にしようが、その涵養機能は失われ、短期流出と長期

流出に影響が発生します。

短期流出に与える影響としては、裸地ではハイドログラフの立ち上がり、減少共に急で、植栽地ではともに緩やかです。

広葉樹林を伐倒し、そのまま放置したときの年流出量変化、つまり長期流出に与える影響としては、伐倒初年度の流出量の増加370mmは降雨の20%、森林状態のときの蒸発散量の40%となっています。その後、植生の侵入・成長に伴って流出量の増加量は減少しますが、約20年間にわたって流出量増加が継続するという事です。

河川管理者 私たちからも、森林の水源涵養機能について説明したいと思います。このスライドは、森林が十分に発達している場合と、そうでない場合を比較したものです。十分に発達した森林は蒸発散作用により水を消費して、低水時および渇水時の流量を減少させます。また、森林は主にその土壌の働きによって中小洪水を緩和し、平水時の流量を増加させる傾向にあります。

部会長 確かにそういったデータも出ていますが、完全に正しいとは言えないのではないのでしょうか。意見が分かれているという状況が事実でしょう。日本ではむしろ河川管理者の説明とは逆に、十分に発達した森林は低水時および渇水時の流量を増加させるという意見が多数ではないのでしょうか。

ただし、この多数意見も数年後にはがらりと変わってしまう可能性もありますから、とにかく精査する必要があるでしょうね。また、「拡大造林」についても十分な調査が必要でしょう。

部会長代理 先の委員の説明の中で、短期流出の場合（つまり洪水時）の森林の効果は、流域が小さければ小さいほどその効果が高く、流域が大きければ効果が出にくいということは事実です。それから、



総雨量が大きくなれば、森林の効果は期待できません。他にも、土壌の問題や森林の蒸発散量の問題もありますが、要するに実験のしようがないので、とにかくいろいろなデータが出ているというのが現状です。

河川管理者 先の委員の説明についてですが、私たちが先ほど提示したデータとは矛盾していないと思っています。

部会長代理 確かに矛盾はしていないと思います。森林が失われれば、長期流出は増加するに決まっていますから。問題は短期流出と長期流出のバランスであり、配分です。河川管理者のデータだけで、森林が低水時および渇水時の流量を低下させると決めるのは早計だと思います。

部会長 河川管理者には「矛盾していない」と「同じである」は全然意味が違うという点はしっかりと理解しておいていただきたいと思います。

これは一委員としての意見ですが、専門家は文字通りある問題について専門的に考えるのですが、これからは専門的な視点だけでなく、長年住んでいる住民など専門家の視点とは別の視点も必要になってきます。つまり、総合的な視点を持って考えていかなければならないということです。

委員 経験的な話になりますが、昔は川の水が豊富でした。田んぼも、今は琵琶湖の水に頼らなければならぬのですが、昔は川の水だけで維持管理できましたから。なぜ水が少なくなってしまったのか？

ひとつの要因として、比良山の山頂の森林がスキー場になってしまったために、保水力が落ちてきているのではないかと感じています。金比羅神社の湧き水も、拡大造林によって枯れてしまっています。

委員 水源涵養機能とは何か、それははっきりさせなければなりません。洪水を発生させないための涵養機能、利水のための涵養機能といったように分けて考える必要があると思います。

原文と質問

(59) 特に琵琶湖流域については、川の下流に琵琶湖という巨大湖が存在するため、ダム・貯水池の川に与える影響が重なって、琵琶湖にも大きく影響を及ぼす構造となっている。

質問 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。「影響が重なって」とは、たとえばどのような事象を指しているのか？ 教えてください。

河川管理者 北湖で起きている現象について確認したいと思います。

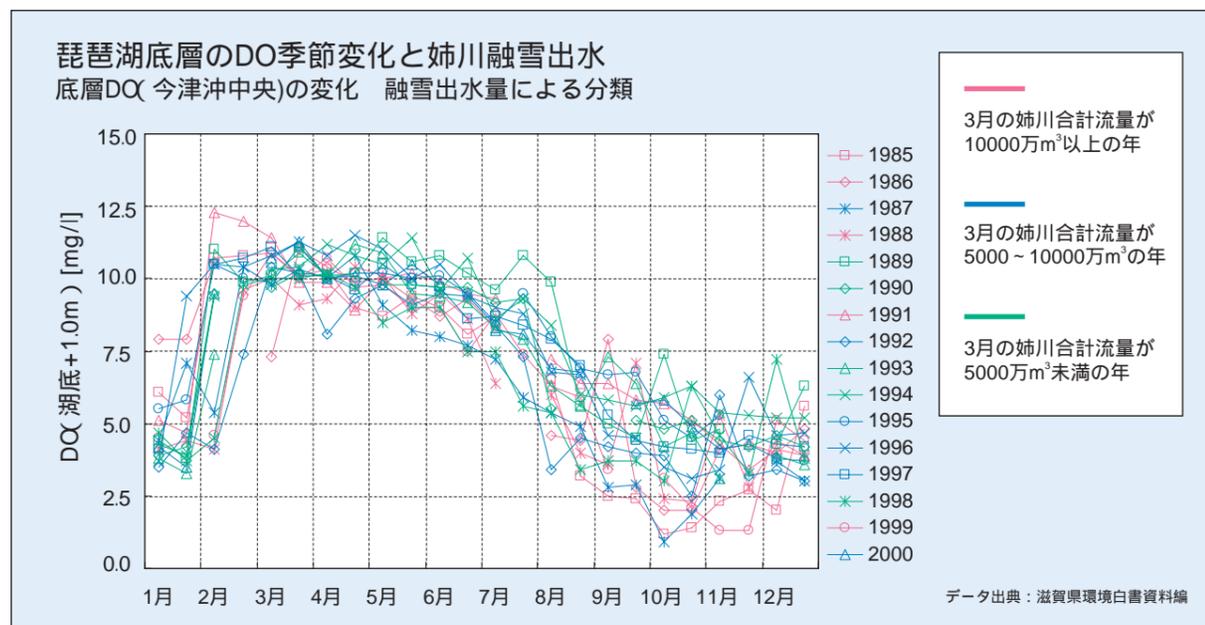
説明要旨

- ・酸素を豊富に含んだ雪解け水が北湖に入ってくることによって、湖底の底泥にたまっている有機物が無機物に分解される。また、琵琶湖の水が上下で循環する時、表面から底泥に酸素を含んだ水が供給される。
- ・しかし近年、流入河川からの汚濁負荷が増大による酸素量の減少と、地球温暖化の影響で暖冬の年が増え、鉛直循環が鈍化したことに起因する湖面からの酸素給量の減少によって、このメカニズムが崩れていると指摘されている。
- ・湖底の酸素量が足りなくなると、底泥から栄養源が上層の方に溶出していきプランクトンが大発生する。それがまた湖底に堆積して、分解に酸素が使われるため、悪循環に陥る可能性がある。

ダム・貯水池が琵琶湖に与える影響は、正確にはわかっていませんが、現在のところ、河川管理者がもっているダム・貯水池が琵琶湖に与える影響について、資料1-2補足にそって、説明したいと思います。

説明要旨

- ・流入河川別発生源別全リン発生量という琵琶湖研究所のデータ（昭和55年）によると、富栄養化現象の要因となるリンの発生原因は、事業所や家庭から出されるものがほとんどを占めている。
- ・窒素については、自然の大気中にも豊富にふくまれている。
- ・COD(化学的酸素要求量)発生量は、琵琶湖に流入する河川、例えば永源寺ダム(72年完成)がある愛知川と、まだダムがない姉川を比較すると、ダムがある場合とない場合の負荷はほとんど変わらないと言える。
- ・ある委員から、雪解け水が琵琶湖に入って湖底を冷やし、かつ溶存酸素を供給するといった指摘があったが、滋賀県の環境白書(1985年以降2000年まで)のデータによると、積雪量の増減は秋期の最低DO(溶存酸素)の値にあまり関係しないうえ、逆に流入量が多い方が溶存酸素が低くなっていることがわかる。(次ページ図参照)
また、雪解け水の多い時期の河川水の温度は7℃近くであり、琵琶湖の水温とあまり相違がない。
- ・各河川から琵琶湖へ流入する酸素量に関しては、琵琶湖全体から見れば、河川からの酸素流入量はごくわずかである。



委員 一点だけ補足したいと思います。現在、気候変動のパターンが変化してきています。どうも冬の積雪量と年最低溶存酸素量との間に相関関係がないようです。降雪の温度自体が上昇しているのではないかと指摘されています。

委員 河川管理者の説明はダムとは直接関係のない説明だったと思います。ダムができればリンが増加するとは普通考えない方がよいと思います。もちろん、微妙な変化が生態系に影響を与える可能性は排除すべきではありません。琵琶湖に与える影響がはっきりしていないからダムをつくるということではなく、影響がはっきりしていないからダムはつくらないでおこうということだと思います。

河川管理者 前回の部会でお話のあった予防原則だと思いますが、わからないことをどうやってわかるようにしていけばよいのでしょうか。

委員 今はよくわからなくても、徐々に明らかになってくると思います。それからでも遅くはないでしょう。そもそもそれほど急がなければならないことなのでしょうか。ダムによって淡水赤潮の種が変化するかどうかという研究も始まったばかりです。

委員 今、説明頂いた河川管理者のデータのほとんどがスポットサンプルでした。それでいったいどこ

まで全体像を表せているのか、おそらく誰も自信が持てないのではないのでしょうか。

ダムができれば、必ず何かが変わります。しかし、はっきりはわからない。かつての公害の時代のように、環境基準地点で水質を測定し、その基準値をクリアしているから水質問題はクリアできていると考えるのはやめていただきたい。今後はそうではなく、皆が納得できるような測定の方法が必要になってくると思います。

委員 ダム・貯水池が沿岸部の底質に与える影響についてですが、ある程度モデル計算ができるのではないのでしょうか。

部会長代理 物理的な問題については、きちんと検証できると思います。水質に関しても、水の流れとの相互作用、生物間の相互作用がありますから、プ



ランクトンから微小生物まで含めて検証しようと思えばできると思います。

部会長 一委員としての意見ですが、黒部のダムが砂を流したときの沿岸部での影響で実際に問題が出ているのは事実です。

それから、10年前に琵琶湖の底質が現在のようになるとはまったく予想もしていませんでした。なぜ、こういったことが起きてしまったのか、ありとあらゆることについて考えなければならないでしょう。ひょっとすれば、ダムをつくる方がよいということになるかもしれませんから。取り返しのつくことなのか、つかないことなのか、少なくとも見当をつける努力をするべきでしょう。

委員 湖底のDOに限定して考えてみると、ダム操作の内容によって影響が違ってくると思います。ダム操作は水需要等によって決まってくるので、まずどういうダム操作をするのかを決め、それから、溶存酸素の含まれている水がどの程度流れていくのかを考えるのが出発点だと思います。次に、DOや水温の鉛直分布、プランクトンの水質への影響といった具合に、まず物理的な量で決められるところは決め、それから生物学的な要因を整理していけばよいのではないかと思います。

つまり、調査の方法はいくらでもあるということです。

原文と質問

そのため、(66)所定の水質基準の達成を目標とするばかりではなく、あらゆる汚染源を対象とした対策を講じるとともに、川に排出される総負荷量を規制し、流域全体での対応を検討すべきである。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。「水質基準達成から総量負荷規制」への転換に応じた対策としての提案されていますが、本趣旨はこれまでの監視・モニタリング、排水規制、排水処理を強化すべきと理解してよろしいですか。

河川管理者 確認をお願いします。「総量負荷規制」とは、これまでのように個々の計画の中で規制を実施していけばよいということなのでしょうか。それとも、これまでのやり方だけではなく、新たな発想でやるべきことがあるということなのでしょうか。

委員 これまでは各家庭・事業者の負荷を減らす取り組みが行われてきましたが、結果がよくわかりませんでした。ですから、少し夢のような話になりますが、各集落ごと、或いは排水口ごとに水質をモニタリングすれば、他の集落の比較など努力すべき量

がわかりやすいのではないかと考えています。また、高齢者や学校にお願いするなど、モニタリングの経費を節約することも考えられます。

委員 まずは基準をしっかり決めることが大切です。たとえば、琵琶湖平均値として現在の北湖程度の水質にする、1970年代の水質基準にする、アオコが発生しない水質にする、琵琶湖の生物が生きられる水質にするといったように、いろいろな基準の設定が可能だと思います。それが決まれば、流入河川ごとのN(窒素)やP(リン)のデータがあるわけでは

から、琵琶湖の総負荷量に対する流入河川流域毎の寄与率がわかってきます。例えば、愛知川の負荷量もわかりますし、人口や産業もわかりますから、そこでの努力量もはっきりしてくるでしょう。つまり、流域ごとに産業地、居住地、農業地といった特徴があるので、流域ごとの対策も考えられるのではないかとということです。

委員 あるべき姿を決めて、そこに近づけてゆくこともひとつの方法でしょう。それはきちっとやっていくべきことです。しかしその一方で、COD、窒素、リンまでは因果関係がはっきりしているので総

量負荷規制は可能ですが、それ以外の化学物質、例えば環境ホルモンについては不可能だと思います。これまでの対処療法だけではなく、化学物質の出口で止める、つまり、河川で対応するほかないのではないのでしょうか。

部会長 これも一委員としての意見ですが、先の委員達がおっしゃたことをドラスティックに実施する方法が1つあります。それは、取水口を排水口のすぐ下流に置くということです。荒唐無稽な話かもしれませんが、こういう考え方ですればどうなるのかを考えなければならないと思います。

原文と質問

川や湖については、残された数少ないレジャーの場としての過剰な期待が、(18)無秩序な利用を招いた。湖岸や高水敷は多くの場所で整地され、人工構造物で覆われたグラウンドなどとなり、水面はそれぞれの人が思い思いに自らの要望をみだすかたちで、「自由」に使用されるようになった。

確認 文章の意味を詳細に理解したいので、もう少し説明していただきたい。

「無秩序な利用」とは、どのようなことをイメージされていますか？ 教えてください。

今までのゾーニングは、高水敷の規模、自然生態、土地利用、交通網、公園緑地分布などを十分に検討して、自然地区や、施設広場地区、景観保全地区などの地区区分計画を定め、行っています。

一度設定されたゾーニングが、安易に目的や区域の変更があったという認識が部会としてあり、これを「無秩序な利用」と指摘しているのでしょうか？

河川管理者 具体的な問題としては、河川の新規利用の申し出があった場合、どうすればいいのか、許可しないのか、或いはやむを得ないという判断があり得るのか、お考えをお聞かせ下さい。

部会長 河川敷そのものは淀川と同様に考えることは可能です。琵琶湖部会では湖岸をどう考えるかということでしょう。

部会長代理 高水敷の利用について委員会では「水

辺としてふさわしい利用を」となっています。「水辺にふさわしい利用」とは何かとなれば、やはり、地域(局所的なものではなく、川全体として)の特性を考えなければならないでしょうね。

委員 これまでのゾーニング計画には、環境が位置づけられてはいませんでした。滋賀県では水上バイクの問題もありますし、今後、しっかりと考えていくべきことです。



説明資料一覧

配布資料

資料名		資料請求 No
議事次第		B16-A
資料1 - 1	琵琶湖部会中間とりまとめに対する再質問事項020628	B16-B
資料1 - 1補足	琵琶湖部会中間とりまとめに対する河川管理者からの質問020524	B16-C
資料1 - 1補足2	「琵琶湖の水質に対するダムの影響について」：水資源開発公団丹生ダム建設所提供	B16-D
資料1 - 2	河川管理者からの質問に対する各委員からの回答	B16-E
資料番号なし	「森林の変化が流出に与える影響」：西野委員提供	B16-F
資料1 - 3	琵琶湖部会中間とりまとめ(020514)に関する委員と河川管理者との意見交換の概要	B16-G
資料2	今後の活動内容についての委員からのご意見	B16-H
資料2補足	6月～12月の会議日程について	B16-I
資料3 - 1	情報共有のための資料：滋賀県からの提供資料「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例要綱案に対する意見・情報募集について」	B16-J
資料3 - 2	情報共有のための資料：寺川委員からの提供資料「琵琶湖の適正利用に関する条例要綱案に対する意見書」等	B16-K
参考資料1 - 1	第15回琵琶湖部会(2002.6.17開催)結果報告	B16-L
参考資料1 - 2	淀川水系流域シンポジウム(2002.6.23開催)結果報告	B16-M
参考資料2	委員および一般からの意見	B16-N
参考資料3	一般からの中間とりまとめへのご意見	B16-O

注1：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.11の「当日資料の閲覧・入手方法」をご覧ください。

注2：「 」のついた資料は原本はカラーとなっていますが一般傍聴者には白黒コピーを配付した資料です。ホームページでは、カラーで閲覧頂けます。

これまで開催された委員会および部会等について

第16回琵琶湖部会(平成14年7月4日)までに、以下の会議が開催されています。

委 員 会	第1回	平成13年2月1日(木)	第6回	平成13年11月29日(木)	第10回	平成14年4月26日(金)
	第2回	平成13年4月12日(木)	第7回	平成14年2月1日(金)	第11回	平成14年5月15日(水)
	第3回	平成13年6月18日(月)	第8回	平成14年2月21日(木)	第12回	平成14年6月6日(木)
	第4回	平成13年7月24日(火)	第9回	平成14年3月30日(土) (意見聴取の会含む)		
	第5回	平成13年9月21日(金)				
琵 琶 湖 部 会	第1回	平成13年5月11日(金)	第7回	平成13年11月20日(火) (現地視察)	第12回	平成14年4月7日(日)
	第2回	平成13年6月8日(金) (現地視察)	第8回	平成13年12月21日(金) 「意見聴取の試行のための会」	第13回	平成14年5月12日(日)
	第3回	平成13年6月25日(月) (現地視察)	第9回	平成14年1月24日(木)	第14回	平成14年6月4日(火) (現地視察)
	第4回	平成13年8月22日(水)	第10回	平成14年2月19日(火) (意見聴取の会含む)	第15回	平成14年6月17日(月)
	第5回	平成13年10月12日(金)	第11回	平成14年3月13日(水)		
	第6回	平成13年11月1日(木)				
淀 川 部 会	第1回	平成13年5月9日(水)	第6回	平成13年8月19日(日) (現地視察)	第12回	平成14年2月5日(火)
	第2回	平成13年6月2日(土) (現地視察)	第7回	平成13年9月10日(月)	第13回	平成14年3月14日(木)
	第3回	平成13年7月6日(金)	第8回	平成13年10月31日(水)	第14回	平成14年4月5日(金)
	第4回	平成13年8月9日(木) (現地視察)	第9回	平成13年11月26日(月)	第15回	平成14年5月27日(月)
	第5回	平成13年8月11日(土) (現地視察)	第10回	平成13年12月17日(月)	第16回	平成14年6月24日(月)
猪 名 川 部 会	第1回	平成13年5月23日(水)	第5回	平成13年10月9日(火)	第9回	平成14年2月15日(金)
	第2回	平成13年6月7日(木) (現地視察)	第6回	平成13年12月18日(火)	第10回	平成14年3月4日(月)
	第3回	平成13年6月21日(木) (現地視察)	第7回	平成14年1月18日(金)	第11回	平成14年6月11日(火)
	第4回	平成13年8月7日(火)	第8回	平成14年1月27日(日) (意見聴取の会含む)		
そ の 他	設立会	平成13年2月1日(木)	第1回 合同勉強会	平成14年4月11日(木)		
	発足会	平成13年2月1日(木)	シンポジウム	平成14年6月23日(日)		
	第1回 合同懇談会	平成13年2月1日(木)				

当日資料の閲覧・入手方法

以下の方法で資料の全文を閲覧、または入手することができます。

ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

ホームページ

会議で使用した資料は、ホームページで公開しております。アドレスは以下の通りです。

<http://www.yodoriver.org>



郵送

郵送による資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。(希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。)

ご希望の方は、別紙の「FAX送信票」にご記入のうえ、FAXまたは郵送で庶務までお申し込みください。

閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

別紙

淀川水系流域委員会
ご意見用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 淀川水系流域委員会へのご意見をご記入ください。

寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。

ご意見を公表する場合には、団体・会社名(または居住地)とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。

2. 下記にご記入下さい。

ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表および希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前 ()

3. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

別紙

淀川水系流域委員会傍聴申込
および資料請求用 F A X 送信票

FAX:06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務宛
((株)三菱総合研究所 関西研究センター 桐山、森永、北林)

1. 委員会または部会への傍聴を希望される方は、下記に希望する会議の名称と開催日をご記入下さい。
会議開催の4日前までに傍聴を受け付けた場合は「受付のお知らせ」ハガキをお送りします。
会議のお知らせは、「会議開催のお知らせ」のチラシ、ホームページ等を参照下さい。

開催日 例) 月 日	会議名 例) 第 回淀川部会		

2. 委員会、部会等で提出された資料の郵送を希望される方は、各会議の説明資料一覧をニュースレター、ホームページ等で参照いただき、下記に送付を希望する資料の提出された会議名称、資料請求 Noと資料名、必要な部数をご記入下さい。

会議名称 例) 第6回淀川部会	資料請求 No 例) Y05-E	資料名 例) 資料3-2 現状説明資料(淀川水系の京都府下7河川の漁業について)	部数 例) 1

3. 下記にご記入下さい。必ず ~ 全てにご記入下さい。ご記入いただいた個人情報については、希望された方への案内状等の送付のみに使用させていただきます。

団体・会社名 ()

ご住所 (〒)

TEL ()

E-mail ()

お名前(複数名での傍聴を申し込まれる場合には、全ての方のお名前をお書き下さい。)

4. 淀川流域委員会では、一般の方を対象としたイベントを度々行っております。

案内状等の送付を希望されますか？

1. 希望する 2. 希望しない

淀川水系流域委員会 琵琶湖部会ニュース No.16

2002年8月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....
研究員：新田、柴崎、桐畑

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川工事事務所 / 琵琶湖工事事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統管理事務所 / 猪名川工事事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流工事事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。